

論文式試験問題集  
〔民法総則〕

## 〔民法総則〕

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

### 【事実】

1. Pは、平成28年5月頃、事業を始めようと考えたが、開業のために必要な資金がなかった。そこで、1000万円程度の事業資金を借り入れることを考えた。  
Pは、平成28年6月5日、個人で貸金業を行っているXに対して借入を申し込んだところ、Xからは貸付けに際して連帯保証人を立てるのであれば、貸付けをしてもよいとの回答を得られた。
2. Pは、連帯保証人になってくれる人物を探したが、見つけることができなかった。Pは、妻であるQに対して連帯保証人になってくれる知人を探すように頼んだ。Qは、平成28年6月8日、友人であるBに相談をしたところ、Bの親であるAが連帯保証人になってもらえと伝え、これを了承した。なお、AとBは、Bが生まれた平成元年から同居をしている。
3. Bは、実はXと以前も取引があった。Bは、平成27年3月頃、別の知人であるRがXから事業資金を借り入れる際に頼まれて、Aを代理してAをRの主債務を連帯保証する保証契約を締結したことがあった。Bは、Aに対し、RがXから貸付けを受けるのでその連帯保証人になってくれないかと頼んだところ、これを了承した。Aは、Bに対してAの実印を交付するとともに、印鑑登録証明書についても代理で申請することを認めた。
4. Bは、これを受けAの実印の交付を受けるとともに、Aを代理して印鑑登録証明書の発行も受けた。その上で、Bは、平成27年3月15日、Xに対して、自身がAの代理人である旨告げ、Rの消費貸借契約に際してAを連帯保証人とする保証契約の申入れを行った。保証契約締結の前にXは事前にAの自宅に連絡してAの保証意思を確認した。そうしたところ、Aから問題ない旨の回答があったため、平成27年3月30日、Bが代理人となって、Rの消費貸借契約上の債務についてAが連帯保証する保証契約を締結した。その後、平成27年10月頃、Rは、Xに対し、主債務を全額弁済した。  
Bはこのような経緯でAの実印の交付を受けるとともに、Aの印鑑登録証明書も所持することとなった。上記のRの連帯保証契約を締結して以降、Aは、Bに対し、実印及び印鑑登録証明書の返還を特段求めていなかった。ただし、AがBに実印を交付したのはRの主債務の連帯保証人になる際の代理に関してのみであり、他の借入の連帯保証人になることや日常から任意の実印使用を許していたわけではなかった。
5. Bは、今回のPの借入について、上記の経過から保証人であれば特段問題ないだろうと判断し、Aに対してPの保証人になってほしいという話は特段しなかった。Bは、Xに対し、平成28年6月15日、自身がAの代理人であること、Aを本人として連帯保証人になるということを告げ、Pの借入についての保証契約の申込みをした。Bは、Xに対して、Aの実印及び印鑑登録証明書を預かっている旨併せて伝えた。  
Xは、平成28年6月20日、Bから聞いていた電話番号よりAの自宅へ架電したところ（Aの携帯電話番号はBから知らされていなかった）、Aは不在であり、代わりにBが電話に出た。Bは、Xに対し、Rについての保証のときも問題なく済んでいるし、今回のPに対する消費貸借契約についてもAが間違いなく保証している旨伝えたので、XはAの保証意思は問題ないと判断した。

6. Xは、平成28年6月30日、Pとの間で、金1000万円、利息年10%、弁済期を毎月末日10万円とする消費貸借契約（以下「本件消費貸借契約」という。）を締結し、同日、Pの指定する口座に貸付金を振り込んだ。

Xは、同日、本件消費貸借契約に際し、Bとの間において、Aを連帯保証人とする保証契約（以下「本件保証契約」という。）を締結した。Bは、Aの代理人としてXの事業所に来訪し、保証契約書には直接Aの氏名を記入し、押印欄にAの実印にて押印した。併せ、BはAから以前預かっていた印鑑登録証明書をXに交付した。

7. その後、Pは始めた事業が立ちいかなくなり、破産を申し立てざるを得なくなった。平成29年8月31日、Pの破産手続が終結し、本件消費貸借契約を含めた全ての債務の免責を受けることとなった。

Xは、Pから債務の弁済を受けられなくなったこともあり、連帯保証人であるAに対して弁済をしてほしいと考えた。Xが、平成29年9月15日、以前聞いたAの自宅に電話を掛けたところ、Aが出た。しかし、Aからは、本件保証契約については一切話を聞いていない、Bが勝手にやったことであるから責任を負わないとの回答があった。

#### 【設問1】

Xは、Aに対して本件保証契約の履行に関して法的な請求をしたいと思っている。どのような請求が可能であるかを示すとともに、それが認められるか否かを検討しなさい。

#### 【設問2】

Xは、Bに対して本件保証契約の履行に関して法的な請求をしたいと思っている。どのような請求が可能であるかを示すとともに、それが認められるか否かを検討しなさい。なお、Bに対する損害賠償責任の追及については検討しなくてよい。